

仙台市介護保険審議会
地域密着型サービス運営委員会
(第7期計画期間 第8回会議)

日時：令和2年3月24日（火）

午後6時

場所：仙台市役所本庁舎2階
第4委員会室

次 第

1 開 会

2 報 告

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護（建設費補助なし）、
看護小規模多機能型居宅介護（建設費補助なし）、認知症対応型通所介護及び地域密
着型通所介護の募集結果について（資料1）
- (2) 地域密着型サービス事業の廃止について（資料2）
- (3) 他市町村の事業者の指定について（資料3）
- (4) 施設の整備状況について（資料4）（参考資料4）

3 議 事

- (1) 地域密着型サービス事業者の指定について（資料5）（参考資料5-1～5-13）
- (2) 地域密着型サービス事業者の指定更新について（資料6）（参考資料6）

4 その他

5 閉 会

資 料

- 資料 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、認知症対応型通所介護及び地域密着型通所介護の募集結果について
- 資料 2 地域密着型サービス事業の廃止について
- 資料 3 他市町村の事業者の指定について
- 資料 4 施設の整備状況について
- 参考資料 4 施設整備状況一覧表(令和2年3月16日現在)
- 資料 5 地域密着型サービス事業者の指定について
- 参考資料 5-1~5-13 地域密着型サービス事業者指定に係る事業概要
- 資料 6 地域密着型サービス事業者の指定更新について
- 参考資料 6 地域密着型サービス事業所に対する実地指導の実施状況について

仙台市介護保険審議会 地域密着型サービス運営委員会（第7期計画期間 第8回会議）議事録

日時：令和2年3月24日（火）18:00～

場所：市役所本庁舎2階第4委員会室

<出席者>

【委員】

板橋純子委員、草刈拓委員、斉藤誠一委員、
土井勝幸委員、宮林幸江委員長、渡邊純一委員
以上6名、五十音順

【仙台市職員】

郷家保険高齢部長、中村介護保険課長、岩瀬介護事業支援課長、
松本地域包括ケア推進課長、熊谷介護保険課管理係長、高橋指定係長、佐藤居宅サービス指導係長、伏見施設指導係長

<議事要旨>

1. 開会

報告(1)～(4)については公開、議事(1)、(2)について非公開 → 異議なし

2. 報告

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護（建設費補助なし）、看護小規模多機能型居宅介護（建設費補助なし）、認知症対応型通所介護及び地域密着型通所介護の募集結果について（資料1）
- (2) 地域密着型サービス事業の廃止について（資料2）
- (3) 他市町村の事業者の指定について（資料3）
- (4) 施設の整備状況について（資料4）（参考資料4）

宮林委員長：今の説明について、質問や意見はあるか。

（意見は特になし）

3. 議事

- (1) 地域密着型サービス事業者の指定について（資料5）（参考資料5-1から5-13）

事務局より説明

宮林委員長：ただいまの説明について何か質問はあるか。

斉藤委員：報告事項において定員が10名規模の地域密着型通所介護事業所が3事業所廃止とあったが、今回また新たに10名定員の地域密着型通所介護事業所が6事

業所指定されるようだ。今回指定を受ける法人は全く新規の法人なのか、新しく進出してきた法人なのか、いかがか。

高橋係長：地域密着型通所介護を仙台市で運営したことがない法人は2事業所あるが、一つは仙台市の実施する介護予防・日常生活支援総合事業の通所事業所を運営している法人であり、もう一つは仙台市における実績はないものの関東地方での実績がある法人である。残りの4法人はすべて仙台市内で地域密着型通所介護事業所の運営実績がある法人である。

板橋委員：小規模多機能型居宅介護の通いサービスの提供時間が7時から22時までと長時間に設定されている事業所があるようだが、これは良心的な事業所と考えていいのか。ここまで長時間のサービス提供をしている事業所を見たのは初めてだ。

高橋係長：この事業所についてはご家族がお迎えに来ていただく場合に限って、22時まで提供するという提供時間の設定をしているようだ。通常の送迎を含めたサービス提供はもう少し短いとお聞きしている。

板橋委員：同事業所で、訪問サービスの提供時間が24時間とあるが、具体的に深夜帯の訪問とはどのような形があるのか。深夜帯の訪問サービスの内容がどういったものかイメージが難しい。

高橋係長：夜間のサービス提供の内容としては、排せつの補助が時間によって入ることが想定される。計画に位置付ける場合のほか、計画外でもご希望に応じて対応するというので24時間対応とされているのかと思う。

土井委員：ケアプラン上深夜のサービス提供を組むことはあまり想定されないが、ご連絡をいただければいつでも対応するといった趣旨で24時間対応とされているのかと思う。

板橋委員：延長加算に係る夕食代と朝食代を徴収する地域密着型通所介護事業所があるようだが、これは介護保険外のお泊りデイの利用料という理解でよいのか。

高橋係長：この資料ではあくまで介護保険に係る部分を記載しているため、この朝食代と夕食代の記載も、お泊りデイのサービスに係るものではない。介護報酬請求上最長となるサービス提供時間（9時間）を超えてサービスを提供した場合、延長加算という加算が算定できるのであるが、この事業所に関しては延長してサービスを提供すると夕食や朝食を提供する時間に被さるという状況。このため、延長加算を算定する場合は朝食及び夕食を提供するというので、またその料金をあらかじめ設定し利用者に示しているというところである。

宮林委員長：ほかに意見がなければこれらの事業所を指定してよろしいか。

⇒異議なし。

(2) 地域密着型サービス事業者の指定更新について(資料6)(参考資料6)

事務局より説明

宮林委員長：ただいまの説明について何か質問はあるか。

(意見は特になし)

宮林委員長：これらの事業所の指定を更新してよろしいか。

⇒異議なし。

4. その他

宮林委員長：その他、委員から質問や意見はあるか。

草刈委員：新型コロナウイルスの関連で、小規模事業所においてマスクやアルコール消毒液の確保状況が厳しいといった状況はあるか。

郷家部長：衛生用品が不足しているといった状況は聞こえているところである。仙台市としてはすでに医師会にマスクを提供しているが、これ以外に若干の備蓄があるため、その分を福祉施設に供給する方針である。ただ、マスクは備蓄が多くないため、特別養護老人ホーム等の入所系の施設に限らせていただいて配布させていただくことになっている。今般の新型コロナウイルスの対応としては、国が衛生用品をメーカーから直接確保し、事業所に配布することを検討しているようである。また、マスクについては布マスクをすべての事業所に対して利用者数と従業員数に応じていきわたるように配布するということを考えているようだ。

草刈委員：入所系の事業所は入口で隔離することができるが、通所系はウイルスのキャリアになりうる危険性のあるご家族と同居している場合が多く、実は通所系の方が危うい。

土井委員：私の施設には次亜塩素水の生成装置があるため、消毒液の確保に苦労している近々の通所介護事業所から次亜塩素水を分けてくれないかと相談を受けることがある。小さい事業所の方が衛生用品確保が難しいというのは草刈委員のご指摘とおり。本当に苦労されているようだ。

郷家部長：消毒液に関しても市販のものが手に入らないため、国が一括して確保することを検討しているようだ。実現すれば、事業者の方も安定して消毒液を確保できるのではと期待している。

宮林委員長：最後に事務局から何かあるか。

次回開催について、事務局より説明

5. 閉会

仙台市介護保険審議会
地域密着型サービス運営委員会
(第7期計画期間 第9回会議)

日時：令和2年6月25日(木)
午後6時
場所：仙台市役所本庁舎2階
第4委員会室

次 第

1 開 会

2 報 告

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、認知症対応型通所介護及び地域密着型通所介護の募集結果について(資料1)
- (2) 地域密着型サービス事業の廃止について(資料2)
- (3) 地域密着型サービス事業者の指定事項変更について(資料3)
- (4) 他市町村の事業者の指定について(資料4)
- (5) 施設の整備状況について(資料5)(参考資料5)

3 議 事

- (1) 地域密着型サービス事業者の指定について(資料6)(参考資料6-1~6-3)
- (2) 地域密着型サービス事業者の指定更新について(資料7)(参考資料7)
- (3) 認知症対応型共同生活介護事業の応募状況及び選定について(資料8)(参考資料8)

4 その他

5 閉 会

資 料

- 資料 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、認知症対応型通所介護及び地域密着型通所介護の募集結果について
- 資料 2 地域密着型サービス事業の廃止について
- 資料 3 地域密着型サービス事業の指定事項変更について
- 資料 4 他市町村の事業者の指定について
- 資料 5 施設の整備状況について
- 参考資料 5 施設整備状況一覧表(令和2年6月1日現在)
- 資料 6 地域密着型サービス事業者の指定について
- 参考資料 6-1~6-3 地域密着型サービス事業者指定に係る事業概要
- 資料 7 地域密着型サービス事業者の指定更新について
- 参考資料 7 地域密着型サービス事業所に対する実地指導の実施状況について
- 資料 8 認知症対応型共同生活介護事業の応募状況及び選定について
- 参考資料 8 資料 8に係る地域密着型サービス事業計画、評価項目にかかる基準省令・解釈通知

仙台市介護保険審議会 地域密着型サービス運営委員会（第7期計画期間 第9回会議）議事録

日時：令和2年6月25日（木）18:00～

場所：市役所本庁舎2階第4委員会室

<出席者>

【委員】

板橋純子委員，木村昭憲委員，草刈拓委員，小坂浩之委員，斉藤誠一委員，
田口美之委員，土井勝幸委員，宮林幸江委員長，渡邊純一委員
以上9名，五十音順

【仙台市職員】

米内山保険高齢部長，中村介護保険課長，山崎介護事業支援課長，
高橋介護事業支援課主幹兼指定係長，雫石居宅サービス指導係長，伏見施設指導係長

<議事要旨>

1. 開会

報告(1)～(5)については公開，議事(1)～(3)について非公開 → 異議なし

2. 報告

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護，小規模多機能型居宅介護（建設費補助なし），
看護小規模多機能型居宅介護（建設費補助なし），認知症対応型通所介護及び地域密
着型通所介護の募集結果について（資料1）
- (2) 地域密着型サービス事業の廃止について（資料2）
- (3) 地域密着型サービス事業者の指定事項変更について（資料3）
- (4) 他市町村の事業者の指定について（資料4）
- (5) 施設の整備状況について（資料5）（参考資料5）

宮林委員長：今の説明について，質問や意見はあるか。

田口委員：資料2で2年5か月で廃止となる事業所が記載されている。定員10名では採
算がとれないと再三意見しているのであるが。

資料4の他市町村の事業者指定のうち富谷の事業所については，平成28年3
月以前から利用されている方の継続利用とは性質が違うようだが，こういった
指定もありなのか。

高橋主幹：制度上はありうる。

田口委員：東京や横浜など首都圏では通常認めない事例。仙台市は甘いと思う。

次に，資料3の認知症対応型通所介護の件だが，採算の確保の観点から統合し

たのか。

高橋主幹：同じ建物内で10人単位のデイと12人単位のデイを実施しようとした際に、同一事業所で複数単位実施という形態で運営することも、単位ごとに事業所を分けて運営することも可能であるが、こちらの法人は当初後者を選択された。また法人の判断に基づき、仙台市としては2事業所を指定した。しかし、現在になり、前者の形式での運営もできるということに法人が気づき、今回統合するという判断になったものである。

田口委員：報酬は規模によって変わらないのか。

高橋主幹：認知症対応型通所介護は規模による報酬区分がない。

田口委員：特定処遇改善加算2パーセント分、基本報酬が下がるのではないかという見通しもあるようで、そうなればますます経営状況は厳しくなる。

今回の事前申出は定員15名のデイがあるが、それくらいならまあ採算はとれるのだが、定員10名は本当に厳しい。職員や利用者にしわ寄せがいく可能性もあるため、慎重にしてほしい。

木村委員：認知症対応型通所介護の事業所統合の件について、同じ建物にあつて、事業所を分けて運営するメリットデメリットを教えてほしい。

高橋主幹：この事業所は制度発足から間もなく運営を開始したため、報酬請求上のリスク管理の観点から事業所を分けて指定を受けたようだ。しかしながら、運営開始から15年近く経過し、安定的な管理運営ができる見通しがたったところで、管理者をひとりに集約し2単位を同一事業所として運営していても大丈夫ではないかという判断から、統合するという整理をされたようだ。特に大きなメリットデメリットというのはあまり想定されないが。

田口委員：12名と10名でそれぞれの事業所で運営することと、定員22名のデイサービスで運営することで、配置が必要となる人員はどのように変わるのか。22人にした方が介護職員は少なく済むのでは。

高橋主幹：介護職員はサービス提供の単位ごとに必要となり、また事業所統合後もサービス提供単位は今までどおり10名のグループと12名のグループで分かれたままであるため、介護職員の必要数に変更はない。施設長を一人に集約できる以上にメリットがないと思う。

田口委員：今まで2人いた施設長が一人とできるのであれば労務費削減でき、合理化になる。

草刈委員：書類量の削減にもなると思われる。

田口委員：他市町村の指定における富谷の看護小規模多機能の件について、先ほどは甘いとはいったが、利用者にとってはいいことだとは思う。

木村委員：認知症対応型通所介護の事業所統合の件について、指定する段階で配慮してもよかったように思う。同じ建物に二つの事業所があるのはおかしいのだから、1つにまとめたらと助言してもよかったのでは。提出された書類をただ形式的に処理するのではなく、適切な事業所運営に関する指導をしてもいいと思う。

3. 議事

(1) 地域密着型サービス事業者の指定について(資料6)(参考資料6-1から6-3)

事務局より説明

宮林委員長：ただいまの説明について何か質問はあるか。

斉藤委員：登録定員29名とあるが、通いの定員と宿泊の定員の合算値と合致しない。

高橋主幹：登録定員29名の内訳が18名と9名となるわけではない。小規模多機能型居宅介護は通い・宿泊・訪問の複数サービスを組み合わせて実施するが、この事業所を利用する方としてあらかじめ登録できる定員数が29名、一度に通いのサービスの提供を受けることができる最大数が18名、一度に宿泊サービスの提供を受けることができる最大数が9名ということである。

田口委員：小規模デイサービスがM&Aで売りに出されていることもあるが普通は買収しない。安定的なサービスを提供する観点から考えると、小さすぎるから。今後もっと介護報酬が下がることを想定すると相当苦しい。借金がかさみ、閉めるに閉められない状況となる。以前、定員10名のデイサービスの廃止率を調べてもらったが、2年ちょっとで廃止する事業所が4割程度にのぼるようだ。データを活かしてやってほしいと思うのだが、なかなか難しいようだ。

宮林委員長：これらの事業所を指定してよろしいか。

⇒異議なし。

(2) 地域密着型サービス事業者の指定更新について(資料7)(参考資料7)

事務局より説明

宮林委員長：ただいまの説明について何か質問はあるか。

草刈委員：看取りの研修を実施していないという指摘事項があるが、研修のひな形のようなものはあるのか。

伏見係長：特段ない。

草刈委員：とすると、事業所内で看取りに関する研修の記録があればこれは問題ないということか。

伏見係長：そうである。

宮林委員長：これらの事業所の指定を更新してよろしいか。

⇒異議なし。

(3) 認知症対応型共同生活介護事業の応募状況及び選定について(資料8)(参考資料8)

事務局より説明

宮林委員長：ただいまの説明について何か質問はあるか。

斉藤委員：事業活動計算書と収支計算書はどういう違いがあるのか。

山崎課長：いろいろなサービスの収支を記載した物が事業活動計算書であり、収支計算書

は事業活動計算書よりもっと広い範囲での収支を記載したものだ。

田口委員：事業活動計算書は主にランニングコストが計上され、施設整備に係る収支は計上されない。収支計算書にはどちらも計上される。

草刈委員：G3の事業計画書の文章が稚拙であるように思われる。

文章が稚拙であるからといって内容が稚拙とも限らないのだろうが、収支を見ると小さいところのようだし、絞り込みの甘さが見受けられる。この内容で提出する法人がグループホームの運営を考えると心配な面はある。法人の理念の項目も自画自賛的な記述があるが、計画書に記載する内容としては違和感があった。

板橋委員：私もG3の計画書には違和感があった。入浴の同性介助の部分とか。

草刈委員：利便性の部分でも、「家族の面会を増やす」とあるが利便性とは全く違う話だと思う。

山崎課長：いただいた意見は7月に実施するヒアリングで確認していく。

小坂委員：G3、敷地面積に対しての床面積の割合がほかの2件に比し圧倒的に低く収支的に不安。ヒアリングでぜひ内容確認いただきたい。

また、全計画に共通しての話だが、環境衛生対策は今非常に重要。他県で問題も起こっているところ、新規で整備する場合は十分な配慮が必要だと思う。ヒアリングでぜひ確認してほしい。

田口委員：G3について、貸借対照表を見ると、利益剰余金が過去3年間赤字。平成28年度は純資産が2200万減っている。資金繰りに問題がないのかは確認すべき。またこの文章を見て、とてもじゃないがグループホームを運営できる会社でないと、直接的には言わないが委員が認識している。この場での委員の意見を事務局はぜひ受け止めてほしい。そうでなければこの委員会の存在価値がなくなる。

山崎課長：財務状況については公認会計士がついており、ヒアリングのほか公認会計士の力も借りながら確認を行っていく。

田口委員：ちゃんとした会社にやっていたかかないと入居者が困ることになる。この文章を見たらちょっと大丈夫なんですかと意見したい。

米内山部長：今回は指定をお諮りしているわけではないので、今回いただいたご意見を踏まえて事務局の方で内容を確認していきたい。

板橋委員：3つの計画に共通した話だが、施設の家族との面会について。施設によって面会の仕方が異なり、すごく厳しいところと、いろいろ工夫しながら面会を行っているようにしているところがあると聞いた。家族との面会という部分は、法令には規定されていない部分なのか。計画の中にはあまり内容が盛り込まれていないように感じたのだが、日常生活圏域内における地域住民との連携に入っていないのか。

山崎課長：ご指摘のとおりと考えるが、今回のコロナに関連しての話で設定されているものではなく、事業計画書もそのような観点から作成されているわけではないと

いうところかと思う。

木村委員：コロナはすぐに収束するわけではないため、一体どういう対応をしていくかというのを入れていくべきでは。面会の機会が得られないと、入居者の認知症が進んだりなどの懸念もある。そうならないためにも法令上に規定されていない部分でなくても選定の観点に入れていく必要があるのでは。

山崎課長：家族との面会については入所者の方の安全確保という観点もあるため、そういった点からヒアリングを進めていきたい。

斉藤委員：距離をとりながらも、(面会のため家族を施設に)入れていく必要はあると思う。

田口委員：グループホームのコロナ対策は非常に大事。ヒアリングでもよいが、コロナ対策としてどういう計画をとるか書かせてもいいと思う。

土井委員：面会に関しては厚労省から基準を緩和した通知が出されていないため、動きづらい事業所も多いかと思う。あとは事業所として独自の判断をして面会をするかということになっていく、厚労省は今の段階では面会させるなど止めているので。

木村委員：それはフェイストゥフェイスでの話であって、ガラス越しの面会や、テレビ電話を使用したりなど、厚労省の通知の範囲内でやっている事業所もあるようだ。コロナの再流行に対して事業者の業界団体がどう対応し、入居者を守っていくかだと思う。事業所単独でやるのは大変なので、事業者団体、またそれを補助する仙台市が、標準レベルをあげる努力をしていくことが必要だと思う。

山崎課長：高齢者向け介護施設の防護施策はどちらかというとも道府県単位で進めているところである。また、オンライン面会という話に関して、都道府県においては現在介護施設の電算化のためのタブレットの補助の仕組みづくりをやっているところであり、その仕組みで購入したタブレットをオンライン面会などに役立てていければという考え方である。

土井委員：タブレットも高騰してなかなか手に入らない。母体が大きいところはいいだろうが。

タブレットが購入できない事業所の中には、職員個人の持ち物でLINE通話をして面会をさせるなど、いろいろ工夫しているようだ。

木村委員：全事業所がそういった対応をとれるようにできればよいのだが。

草刈委員：若い方がご家族にいればいいのだろうが、同年代の連れ合いの方しかいない場合だとスマートフォンを持っていないためオンライン面会も困難である。私の病院は窓口のところでタブレットを使いオンライン面会をしている。ただし、家族の方は窓口まで来ないといけないため感染リスクはある。在宅にいる状態でオンライン面会できることが一番好ましいのだが。

宮林委員長：当議案について承認してよろしいか。

⇒異議なし。

4. その他

宮林委員長：その他、委員から質問や意見はあるか。

草刈委員：平成29年からの施設整備目標はだいぶ目標数に近づいているようだ。

広域型の特別養護老人ホームと地域密着型特別養護老人ホームはそれぞれの整備目標はあるのか。

高橋主幹：公募の順番で差をつけていることはないわけではないが、計画などで明確に切り分けて、整備目標を定めているわけではない。

特養でいえば、地域密着型の特養あるいはショートとの転換、既存の建物からの増床での整備事業者を募集し、予定数に満たなければ新設の整備事業者を募集という順番で応募をかけている。

田口委員：実際のところ公募しても小規模なところは採算がとれないから募集があまりない。

草刈委員：コロナ感染者が発生した介護事業所に医療的なサポートが入る体制はできているのか。

山崎課長：基本的には保健所が入って、消毒や濃厚接触者への対応を行う。ただし、発生規模が大きくなった際にどうするかというところはあるため、他都市の対応などを見ながら検討しているところ。また、都道府県単位での協力体制を考えているところである。

草刈委員：120人規模の特別養護老人ホームや介護老人保健施設で発生した場合、フロア閉鎖や職員の動線を分けるなど対策をとっているようであるが、結局のところみんな危ない。そういった場合にどうするのか、医師会の方は何も考えていないし、区役所の方に聞いても具体的な話が出てこない。仙台市の介護施設で発生した場合の具体的な対応が見えない。厚労省の通知を見てもそれぞれの施設に任せているように見え、行政からきちっとした指針のようなものが欲しいところ。しかし今の話を聞くと連携協力体制などを考えているのか。

山崎課長：連携協力体制については県からの予算などもあるため兼ね合いをみながら対応していく形になる。宮城県だけで解決できる話ではないため、仙台市老協とも調整を行うなどという形で仙台市としても協力をしていくというスタンスである。

土井委員：定期巡回随時対応型訪問介護看護、資料5からのみでは募集対象圏域がわからない。わかるようにしていただきたい。

木村委員：マスクなど事業所で使うような衛生用品の供給に関して行政の体制は整備されているのか。小さな事業所が大量に備蓄をおくことは難しいと思う。

山崎課長：事業所へのマスクの定期的な支給については国の方で対応を進めているようだ。そのほか、クラスター感染が発生した場合などで必要となる防護服について、先々月までは確保が困難であったところ、なんとか供給するといった話が最近国から通知された。

今もしコロナ感染が起きた場合については、施設に必要な衛生用品については衛生部局からの提供を御願いしようかということで宮城県と相談をしているところである。そういったことで衛生用品面については対応を図っていきたいと思っている。

宮林委員長：最後に事務局から何かあるか。

次回開催について、事務局より説明

5. 閉会

仙台市介護保険審議会
地域密着型サービス運営委員会
(第7期計画期間 第10回会議)

日時：令和2年9月24日（木）

午後6時

場所：仙台市役所上杉分庁舎2階
第2会議室

次 第

1 開 会

2 報 告

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、
看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、認知症対応型通所介護及び地域密
着型通所介護の募集結果について(資料1)
- (2) 地域密着型サービス事業の廃止について(資料2)
- (3) 地域密着型サービス事業の指定事項変更について(資料3)
- (4) 事前協議事業者の辞退について(資料4)
- (5) 施設の整備状況について(資料5)(参考資料5)

3 議 事

- (1) 地域密着型サービス事業者の指定について(資料6)(参考資料6)
- (2) 地域密着型サービス事業者の指定更新について(資料7)(参考資料7)

4 その他

5 閉 会

資 料

- 資料 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、認知症対応型通所介護及び地域密着型通所介護の募集結果について
- 資料 2 地域密着型サービス事業の廃止について
- 資料 3 地域密着型サービス事業の指定事項変更について
- 資料 4 事前協議事業者の辞退について
- 資料 5 施設の整備状況について
- 参考資料 5 施設整備状況一覧表(令和2年9月14日現在)
- 資料 6 地域密着型サービス事業者の指定について
- 参考資料 6 地域密着型サービス事業者指定に係る事業概要
- 資料 7 地域密着型サービス事業者の指定更新について
- 参考資料 7 地域密着型サービス事業所に対する実地指導の実施状況について

仙台市介護保険審議会 地域密着型サービス運営委員会（第7期計画期間 第10回会議）議事録

日時：令和2年9月24日（木）18:00～

場所：市役所上杉分庁舎2階第2会議室

<出席者>

【委員】

板橋純子委員，木村昭憲委員，草刈拓委員，小坂浩之委員，斉藤誠一委員，
田口美之委員，土井勝幸委員，宮林幸江委員長，渡邊純一委員
以上9名，五十音順

【仙台市職員】

米内山保険高齢部長，中村介護保険課長，山崎介護事業支援課長，
高橋介護事業支援課主幹兼指定係長，雫石居宅サービス指導係長，伏見施設指導係長

<議事要旨>

1. 開会

報告(1)～(5)については公開，議事(1)～(2)について非公開 → 異議なし

2. 報告

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護，小規模多機能型居宅介護（建設費補助なし），
看護小規模多機能型居宅介護（建設費補助なし），認知症対応型通所介護及び地域密
着型通所介護の募集結果について（資料1）
- (2) 地域密着型サービス事業の廃止について（資料2）
- (3) 地域密着型サービス事業者の指定事項変更について（資料3）
- (4) 事前協議事業者の辞退について（資料4）
- (5) 施設の整備状況について（資料5）（参考資料5）

宮林委員長：今の説明について，質問や意見はあるか。

田口委員：委員会の度同じことを申し上げているようで申し訳ないが，また地域密着型通
所介護で10名定員の事業所が経営破綻を起因とし廃止となったと報告されて
いる。一方で，資料1では定員10名の地域密着型通所介護事業所の申出がな
されているようだ。10人というのは採算が厳しく，バンザイするケースが多
い。バンザイする前に事業所を売りに出すんだけど買い手が見つからない。10人
定員の事業所だと，自宅をデイサービスに整備し開所するケースが多い。自宅
開所だと疲れ切ってしまうと閉鎖するというケースが多い。2代前の，介護事
業支援課長に地域密着型通所介護事業所の廃止率を調べてもらったのだが，1

0名定員の事業所の廃止率は2年弱で4割くらいという結果だった。それでもやりたいということであれば行政は止められないのだろうけど。ただ、行政であつても、指定都市では千葉と京都は認めていないとのこと。

木村委員：10名というのは地域密着型通所介護の最低定員ということか。

高橋主幹：そういったことはないが、最低でも10名以上を定員として設定しないと、事業として成り立たないからであると思われる。10名を利用定員とする事業所が多い理由は、10名以下を定員とすれば看護職員の配置が必須ではなくなるためと思われる。そもそも地域密着型の通所介護は定員の上限が18となっているのだが、先ほど田口委員が言ったように自宅を改装してこじんまりと事業を開始しようとする方が、看護職員を毎日確保するというのは人件費的にも、準備の都合というのもあり難しい場合がある。このような理由から10人で事業を開始しようとする方が多く、結果的に10人規模の事業所が廃止となる例が多くなるといった事情もあると思われる。

田口委員：看護師は営業日をとおしての配置は不要ではないのか。1時間の配置でも、訪問看護ステーションとの連携によるものでも構わないのでは。

高橋主幹：おっしゃるとおりである。ただ、(看護職員の配置だけではなく)利用定員に3平方メートルを乗じた面積の機能訓練室兼食堂を確保することが設備に関する基準上求められているが、リビングと食堂をつなげてぎりぎり30平方メートル程度確保するのが自宅を整備する場合は限界点なのかと。そういう兼ね合いから10名で始められることが多い。

木村委員：せっかく意思をもって始められた方が2年3年で事業所を廃止するのは困る。経営の手法を業界団体に指導する、職員の配置の緩和要件などを教えてあげるなど、何かする必要はあるのではないのか。役所の限界を超えない範囲でも。

山崎課長：今申出にこられる事業者は志がある方が多いが、経営規模などが小さい、又はご自宅を改修して開所するなどなかなか大変そうだなというところが見受けられるのも事実である。そのような事業者に対しては受付段階で丁寧に話を聞き、確認をしながら協議を進めているところである。

草刈委員：事業所の廃止に関する問題は常に議題として出ているところであるが、廃止に至るケースと事業が継続できるケースのひな形の把握は可能だと考える。経営規模など。それぞれのケースのモデルを(事前申出者に)ある程度提示していくことが、有効な社会資源の育成になるものと思われる。

山崎課長：すぐに実現可能かといった話はあるが、事業所の廃止により利用者が施設を変えるというのは利用者にとって大変なことであるため、検討していきたい。

斉藤委員：今回廃止となった事業所の中学校区は富沢中学校区で、80名分の定員が整備されている圏域である。人口に対して整備量が多い区域だからでは。人口分布に対する施設の整備状況がわかりづらいかと思うため、データを整理して申出者に示すことは大切に思う。

山崎課長：そのエリアだけでなければ事業行えないということはないが、わかりやすいよ

うに整理するように意識したい。

3. 議事

(1) 地域密着型サービス事業者の指定について(資料6)(参考資料6)

事務局より説明

宮林委員長：ただいまの説明について何か質問はあるか。

木村委員：法人の吸収分割に伴う新規指定としてあげられている4件について詳しい説明をお願いしたい。

山崎課長：今までこの4件の事業所を運営していた法人が持株会社に移行するため、事業所の運営は、子会社に引き継ぐことになったものである。

木村委員：当該法人はどういった事業を行う法人なのか。社会福祉事業の経営が主たる事業か。

高橋主幹：有料老人ホームの経営なども手広く行っている法人であり、今回は仙台市の地域密着型サービス委員会であるため4つの事業所のみ指定をお諮りしているが、地域密着型サービスも含めた介護サービス事業所は全国的には数百にのぼるのでは。

田口委員：当該法人だが、介護の事業では業界第2位の売り上げであり、年間700億くらい。一番事業規模が大きいサービスはデイサービス。追ってグループホームと有料老人ホームが規模が大きい。

小坂委員：5件目のグループホームは全く新規で開所する施設か。似たような名前の施設を目にした記憶がある。

高橋主幹：仙台市内で何件かグループホームを運営している法人であり、既設の事業所で似た名前の施設がある。ただ、本件については昨年公募で選定したもので全く新規に開所される施設である。

小坂委員：協力医療機関が富沢に所在する病院のようだが、事業所所在地は宮城野区であり距離が離れている。どういった協力体制なのか。

高橋主幹：緊急機関としての協力体制ということとは聞いているが、もともとほかの施設の協力医療機関として協定を結ばれているのもあって、今回の施設についてもこの病院に依頼しているといったところかと思う。

小坂委員：利用者さんに影響がでないようにだけ注意していただければと思う。

高橋主幹：注意をしていきたい。

宮林委員長：ほかになければこれらの事業所を指定してよろしいか。

⇒異議なし。

(2) 地域密着型サービス事業者の指定更新について(資料7)(参考資料7)

事務局より説明

宮林委員長：ただいまの説明について何か質問はあるか。

齊藤委員：地域密着型通所介護のうち、「月に数回利用定員を超えてサービスの提供をしている日があった」事業所があるが、月に利用定員を超えてというのは何人オーバーして提供していたのか。

栗石係長：1，2人程度である。なお、月に数回だけオーバーした日があったということであり、月平均では定員はオーバーしていない。

板橋委員：地域密着型通所介護事業所のうち、運営推進会議で、地域包括支援センターの職員や地域住民の参加がなかった事業所があるということだが、どのような立場の方が参加していたのか。

栗石係長：利用者や利用者の家族、利用者のケアマネジャーが参加していたようである。

板橋委員：6か月に1回の開催という要件だと思うが、それまでずっと地域の代表の方とは参加されていない会議だったということか。

栗石係長：令和元年に確認した資料では参加が確認できていないというところであるが、それ以前の分については資料にないため把握できていない。

板橋委員：今は参加要請をしているという認識で誤りないか。

栗石係長：要請されていることを確認している。

齊藤委員：同じく地域密着型通所介護事業所のうち、個別機能訓練加算Ⅰと個別機能訓練加算Ⅱを併算定していた事例があったようだが、減額処理か返納処理はさせているのか。

栗石係長：自主点検させたいうで、返還させている。

木村委員：板橋委員の方から話があった、運営推進会議で地域住民の参加を要請していない件については大きな問題である。今後指導をしていく際、地域包括支援センター、地域住民と、連携しているかは大きな項目かと思うので、確認をお願いしたい。

利用者が実際に入浴をしなかったという施設が2か所、入院日を差し引かずに報酬を請求したという指摘を受けた施設が2か所ある。何を理由に2か所も間違っているのか。報告書の作り方が悪いのか、単に2事業所が抜けていたのか。抜いたまま報告するとは思えず、嘘を記載したということになるのでは。

栗石係長：介護報酬を請求する際の提供の記録の突合を怠り、実態と違うところで請求してしまったということである。今後は請求作業がしっかりとできるように様式の見直しや、チェック作業をしっかりとするように指導していく。

木村委員：なんで誤りが発生したのか。私はどういった書式を使用しているか把握できていないのだが、工夫して間違いがないような書式にするべき。間違いを指摘し返納させる流れで市の負担も増えるため、帳票の工夫は事業所にも、担当者にもプラスだと思う。

山崎課長：指摘を踏まえて、改善できる箇所は対応していきたい。

草刈委員：医療機関から発行される書類が介護施設の事務職員のレベルでうまく確認できていないということが根底にあるならば、その確認作業はした方がいいと思う。医療請求と介護請求はどうしても分離している部分がある。利用者あるいは利

利用者の家族は病院でもらった資料は介護とは関係ないから介護サイドに提供しない、介護でもらった資料も主治医には関係ないということで医療サイドに提供しない。患者がどんなサービスを受けているかほとんどわかっていない医者が多いし、逆に介護の施設の方も、ケアマネジャーとソーシャルワーカーがついているところは医療の書類を意識するだろうがそうではないところもあるかもしれない。そういった状況がミスの根底にあるのでは。

土井委員：老健施設の経営に20年携わってきているが、帳票は相当細かいものなのでちょっとしたケアレスミスで過誤の請求をしてしまうことがある。実地指導はあくまで指導であるため、間違っていれば指摘いただいて是正してという繰り返りで私たちも20年成長してきたという経過がある。誤りを繰り返す事業所は問題であるため、このような場で繰り返し指導している経過があるんだということは言っていればと思うし、過渡期の事業所は、いくつか問題はあったけれどもよりよい運営に切り替わっているという事実があれば付け加えていただければと。このような場で質問が出たときで結構なので。

宮林委員長：指摘があった施設は認知症対応型の施設であるためその特性を加味すべき。(風呂に)入るのに入らないので相当もめると思う。組織の問題ではなく、対象者もそういった特性がある方々だということを理解しなければいけない。

草刈委員：定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業所について、「従業員の資質向上のための研修について、個別具体的な研修として十分とは言えない状況が確認された」との指摘があるようだがどういう状況だったのか。同様に、地域密着型通所介護事業所について、居宅サービス計画の課題等を踏まえて機能訓練等の目標を適切に作成する必要があるが不十分な状況が確認されたとあるが具体的にはどういった状況なのか。

栗石係長：1点目については、基本的には加算の算定にあたり従業員の方個別の研修計画を立てて取り組んでいただく形になっているのだが、個別具体的ではなく金太郎飴的な目標になっていた。また全体研修に加えて個別の研修を実施すべきところ全体研修で一緒に行っていたりなどの状況であった。2点目は、通所介護計画も、ケアマネジャーが作成する個別ケアプランの目標を踏まえて作成する形になるのだが、ケアプランでとらえられたような利用者個々の個別具体的な課題や計画になっておらず、他の利用者と似たような計画になったという状況があったため、個別の状況をとらえたいうでで作成するよう指導している。

板橋委員：認知症対応型共同生活介護事業所について、目標が記載されていない計画が確認されたということだったが、ケアマネジャーがいて、その方が計画を作成されているという理解でよいか。

伏見係長：グループホームであるため、計画策定担当者がいるが、目標等の記載がなかった計画があったということで指導した。

板橋委員：すべての計画がそうだったということではなく、たまたまということでもいいのか。

伏見係長：そのとおり。

宮林委員長：ほかになければ当議案を承認してよろしいか。

⇒異議なし。

4. その他

宮林委員長：その他、委員から質問や意見はあるか。

木村委員：新型コロナウイルスに起因する経営状況に関するアンケートはしているのか。
経営が厳しくなっている事業所は把握しているのか。

山崎課長：現在は通所介護事業所を中心にそういった話があるという点は聞いている。仙台は首都圏と比較すると、比較的影響は受けづらい状況だったようだが、介護報酬が下向きとなっている状況があるというのは聞いている。7月以降は回復した状況になっており、経営が成り立たないといった話が聞こえてくるかというところについては聞いたことはない。市ではサービス継続支援事業のかかりまし経費の補助、県では包括支援事業の慰労金支給などで連携しながら対応している。

木村委員：テレビ報道などでは、支援金を受けたものの何か月間は経営が厳しいといった話や、秋口以降厳しいといった話を聞く。そういった事業所をよく見てほしい。よく見たからといって何ができるかという問題はあるが、よく見ていかないと施設からあぶれる要介護者が出てくることになりかねないので。

土井委員：私の事業所でも大変な減収となっており、国の支援事業で大口の借り入れをした。これを回収するだけの見込みが立つかということとそんなことはない。かかりまし経費については補助があり、12月くらいにまとまった額が入る見込みはあるものの、これは今まで買ったものや、これから買うものなどを見込んで申請するため経営的な何かの足しになるかということとそういうことではない。今年度末にかけて経営が厳しい事業所が出てくると思う。今は何とか持ちこたえている状況だが。

草刈委員：介護事業者の福祉医療機構等や金融機関からの資金の借り入れ状況の把握は行政では難しいのか。

山崎課長：そこを把握するのは我々では厳しい。

草刈委員：例えばアンケートなどで把握するのは、状況を聞いたからといってできることはないのであればしょうがないという考えもあるかもしれないが、実態の把握としてはそういったことも必要かと考える。

小坂委員：これから先介護系の施設でも感染がもっと起きると思うが、介護施設を閉鎖するときに利用者をどうするかなどについて行政としての基本スタンスを伺いたい。

山崎課長：特に入所系に関していえば、施設の中で対応していくしかないという状況がある。現実には先日介護老人保健施設で感染が起きたところがあるが、できるだけ早く保健所が検査を行い、感染範囲を特定し、感染した方については入院の対応を基本として考えているところである。また消毒をしたりとか、ゾーニングを図ったりなど、できるだけ感染の範囲を特定して施設からは別の施設や病院

などに移ってもらった形で感染を食い止めるのがひとつ。行政の支援としては、宮城県の実施する介護職員の相互派遣事業が進んでいる。職員の感染が増え人手が不足した場合については、系列施設の中から人を確保することを基本とし、それでも人がいない場合については老施協の協定の中で人手を確保してくれるようお願いするといった内容である。仙台市も、サービス継続支援事業の中で、かかりまし経費の補助などで協力していこうと考えている。介護サービスの提供を続けていく中で、防護服、マスク、手袋、消毒液などが不足するという話があり、これも保健所・県とも連携しながら必要な材料については施設への配布を続けていくというスタンスでいる。

小坂委員：どうしても医療の関係者が介護の関係者より新型コロナウイルス感染リスクが高い。今は医療機関側の人たちがウイルスを持って行ってしまうこともある。薬局の方では石巻の事業所の職員の家族感染があったのだが、薬局で発生したというように変な風に話に広がってしまった。結果、その薬局の薬局長は異動ということになってしまっ。既にデイサービスでは感染がおこっているが、もっともっと重大なことになるのではと想定している。我々薬剤師会もいろいろ考えているところではあるが、(新型コロナウイルスの流行は)止まらないなというのが現状である。発生する前提で対処を考えているところである。

山崎課長：職員の方の感染防止策をしっかりとしていると、感染の拡大をとどめられたのかと思う。そういった意味で、マスクをして手指消毒をしてといった対策は非常に大事だと思っている。また濃厚接触者以外の方もPCR検査を早めにやって感染者を特定したところが非常に大きかったのかなとも思っている。できるだけ予防に努めるのが大事であると考えている。

土井委員：手袋はコロナの前の4倍の価格に跳ね上がっており、なおかつ入ってこない。介護の施設に支給していただくのであればまず手袋を支給していただくのは大事。

木村委員：施設が閉鎖する際に、入居者の振り分けについて責任を持つのは誰なのか。

山崎課長：基本的にはケアマネジャーと連携して受け入れ施設を決めることになると思う。閉鎖や休業の場合もそうだが、まずケアマネジャーに連絡して、空いている受け入れ施設をお願いをしてという形で進めていくところである。特にコロナウイルス感染に係るものについては早めにケアマネジャーに連絡をとっていただくのが非常に大切であり、関係者への連絡について、感染発生した施設をお願いしているところである。

草刈委員：ケアマネジャーは必ず代替のプランというものを作っている。現在の通所先がつぶれたら代わりにどこへ、通所介護の利用が難しくなった段階で訪問介護に切り替えるなど。今代替のケアプラン作成を強化している状況。ただ、突然行けなくなったとかであれば大変なのだが。コロナウイルスに伴うものではない経営状況に関する閉鎖・休止であれば前月には連絡があり切り替えまで比較的猶予がある。利用者の振り分けのおぜん立てが済んだところで休業・閉鎖され

るところが多い。

木村委員：そういう体制があるのであれば安心である。

田口委員：閉鎖に伴う利用者の振り分けは基本は事業者の責任では。

コロナウイルスに関しては、一番影響があったのはデイサービスとショートステイではないか。いろいろなデータを確認する限りではやはり4月5月で売り上げが大変に下がっている。6月で相当回復し、7月で完全に元に戻っている。ただその間の2か月3か月が減収になっており、それを横浜市などは助成制度を設け補助している。神戸市は介護と障害施設に一律二十万円配布しているのを把握している。神戸は(予算規模)8億で横浜は6億とか。助成は借金ではないため大変ありがたい。自治体によって財政状況が違うため、他都市が実施しているので仙台市もやれというとな難しいとは思いますが、検討してほしい。都内23区でも助成制度の実施を検討しているところがある。

宮林委員長：最後に事務局から何かあるか。

次回開催について、事務局より説明

5. 閉会

仙台市介護保険審議会
地域密着型サービス運営委員会
(第7期計画期間 第11回会議)

日時：令和3年1月7日（木）
午後6時
場所：仙台市役所本庁舎2階
第1委員会室

次 第

1 開 会

2 報 告

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護及び夜間対応型訪問介護の募集結果について(資料1)
- (2) 認知症対応型共同生活介護事前協議事業者の選定結果について(資料2)
- (3) 小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助あり)の整備事業の応募状況及び選定について(資料3)
- (4) 地域密着型サービス事業の廃止について(資料4)
- (5) 地域密着型サービス事業の指定事項変更について(資料5)
- (6) 施設の整備状況について(資料6)(参考資料6)

3 議 事

- (1) 地域密着型サービス事業者の指定について(資料7)(参考資料7)
- (2) 地域密着型サービス事業者の指定更新について(資料8)(参考資料8)

4 その他

5 閉 会

資 料

- 資料 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護及び夜間対応型訪問介護の募集結果について
- 資料 2 認知症対応型共同生活介護事前協議事業者の選定結果について
- 資料 3 小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助あり)の整備事業の応募状況及び選定について
- 資料 4 地域密着型サービス事業の廃止について
- 資料 5 地域密着型サービス事業の指定事項変更について
- 資料 6 施設の整備状況について
- 参考資料 6 施設整備状況一覧表(令和3年1月1日現在)
- 資料 7 地域密着型サービス事業者の指定について
- 参考資料 7-1~7-5 地域密着型サービス事業者指定に係る事業概要
- 資料 8 地域密着型サービス事業者の指定更新について
- 参考資料 8 地域密着型サービス事業所に対する実地指導の実施状況について

仙台市介護保険審議会 地域密着型サービス運営委員会（第7期計画期間 第11回会議）議事録

日時：令和3年1月7日（木）18:00～

場所：市役所本庁舎2階第1委員会室

<出席者>

【委員】

板橋純子委員、小坂浩之委員、斉藤誠一委員、田口美之委員、土井勝幸委員、
宮林幸江委員長、渡邊純一委員
以上7名、五十音順

【仙台市職員】

米内山保険高齢部長、中村介護保険課長、山崎介護事業支援課長、
高橋介護事業支援課主幹兼指定係長、雫石居宅サービス指導係長、伏見施設指導係長

<議事要旨>

1. 開会

報告(1)～(6)については公開、議事(1)～(2)については非公開 → 異議なし

2. 報告

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護（建設費補助なし）、
看護小規模多機能型居宅介護（建設費補助なし）、認知症対応型通所介護、地域密
着型通所介護及び夜間対応型訪問介護の募集結果について（資料1）
- (2) 認知症対応型共同生活介護事前協議事業者の選定結果について（資料2）
- (3) 小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護（建設費補助あり）の整備事業の応募
状況及び選定について（資料3）
- (4) 地域密着型サービス事業の廃止について（資料4）
- (5) 地域密着型サービス事業者の指定事項変更について（資料5）
- (6) 施設の整備状況について（資料6）（参考資料6）

宮林委員長：今の説明について、質問や意見はあるか。

田口委員：資料4 地域密着型サービス事業者の廃止について、定員規模10人以下の通所
介護事業の廃止が多数報告されている一方、資料1において定員9人の地域密
着型通所介護の事前申出が報告されている。定員10人の事業所は収支がそも
そも厳しいうえ、新型コロナウイルス感染に関連した利用控えがある。法律上
は拒否できないのだろうが、いかがなものかと思う。政令指定都市の中でも、
3都市ほどは少数定員の事業所の開設を認めていないようだ。廃止する一方、

新規開所する事業もあるためいいかという風潮になっている。しょうがないといえましょうがないのだろう。

斉藤委員：15人定員程度の規模であれば収支はとれるのか。

田口委員：稼働率によるが、だいたい15人規模であれば黒字化は可能なレベル。

斉藤委員：定員10人と定員15人であれば、配置する人員は同じ条件でいいのか。

田口委員：実態はともかく、基準上は15人までは介護職員は1人配置でいい。

斉藤委員：10人程度の少数定員で開所して、2年か3年で廃止するのは利用者が不利益を被る。定員を15人とかにして募集をかけてやったほうがよいなどの案内をすべきでは。

田口委員：引受先があればいいのだが、それでもなじんだ施設とはやはり違う。

斉藤委員：新型コロナウイルスの流行に伴う利用控えもすぐおさまるとはかぎらない。ウイルスが変質したりするから。

山崎課長：小回りが利くため小規模な事業所で運営したいという法人も多いのだが、委員が指摘するとおり、経営上の問題から運営継続が難しいところはある。ただ、コロナの影響により利用者の減少に直接つながるところもあれば、ペースをつかんでおりあまり影響がないなど、事業所によりまちまちというところはある。

田口委員：一般的に10人以下は自宅を改修するところが多く、しかも自宅が職場なので、従事する人は大変なようだ。常に仕事場にいる状況な上、夜間も人をあずかるところもある。生き残るためそういったことをするわけだが。

小坂委員：資料2の認知症対応型共同生活介護事業の事前協議事業者の決定について、グループホームの整備に付随して、各事業者の併設施設の計画は聞いているか。デイサービス等を併設するのであれば、新型コロナウイルスの影響等による計画の練り直しなどから、施設の整備が遅延するなどの状況が発生することを懸念している。

高橋主幹：いずれの事業計画でも、施設の併設予定はない。

板橋委員：資料4地域密着型サービス事業者の廃止について、認知症対応型通所介護で利用者への措置が認知症対応型共同生活介護へ移行という記載となっているが、併設のグループホームに移行するということなのか。

高橋主幹：当該事業所は共用型であるが、これはグループホームのリビングの一部を使って日中の時間帯にデイサービスを提供するという形態の事業所である。このような形態の認知症対応型通所介護施設は、本体となるグループホームに入所を希望されている方が施設の雰囲気慣れるため利用するというパターンが多いのだが、この事業所に関しては、デイを現に利用されていた方が少人数であったため、全員入所に至ったという状況かと思われる。

田口委員：この事業所に関しては全員入居が叶ったが、次に記載の事業所に関しては全く別の認知症対応型通所介護事業所が利用者を受け入れた形になったのでは。

高橋主幹：新型コロナウイルスの流行状況を踏まえた法人の意向として、認知症対応型通所介護という形で外部の人を施設内に呼び入れることに消極的になっている部

分があるようだ。全員入居できたケースもあれば、別の施設に移っていただくケースもある。

小坂委員：若林の事業所については、新型コロナウイルスの陽性者が発生した事業所であったと記憶している。

板橋委員：手広く事業展開されている企業が、人員不足のために廃止とは、同様の規模の法人が運営する事業所でも廃止が今後発生することを懸念していた。

高橋主幹：廃止の理由は法人から提出された届出に準拠して記載しているが、これは人員不足というより、認知症対応型通所介護サービスを提供するために確保していた人員が異動することになったという趣旨と思う。

田口委員：グループホームは収益率が高い事業である。稼働率8割程度でも黒字になり事業を売却する場合の売値も5、6千万に上る。介護保険事業における一つの収益基盤である。

3. 議事

(1) 地域密着型サービス事業者の指定について（資料7）（参考資料7）

事務局より説明

宮林委員長：ただいまの説明について何か質問はあるか。

斉藤委員：新型コロナウイルスの流行に伴う施設の対応について、どういった状況かお聞きしたい。

山崎課長：厚生労働省が発出した「感染拡大防止のための留意点」を元に、各施設で感染防止に取り組んでいる状況である。昨年8月に市内事業所で初のクラスターが発生したことを踏まえて、様々な遵守事項を各施設で自主的に定期的に確認し、その結果を市にフィードバックしていただくためのチェックシートを発出している。チェックシートの内容は3密を避けるための工夫、送迎車を使うときの注意点、検温についての取り組みなど。そういった中で、仙台市では事業所での取り組みを確認している。ただ、新型コロナウイルスは初期症状での把握が難しく、ただの風邪だと思っていたらコロナ陽性だったというケースもある。そういったケースに対応するために、兆候があった際に早めにチェックをお願いしたいということ、また感染拡大防止のためのマスクの着用・手指消毒の徹底に関して通知にて注意喚起を行っている。これらの対応に関する事業所の努力により、施設内で感染者が発生しても、感染拡大が起こらなかったという事例もあった。

土井委員：大きな事業所については行政から発出されるマニュアルを参考に体制を整えているところかと思う。また、小規模な事業所でマニュアルに準じた対応ができないかというところも、そういったわけでもなく、小規模な事業所では特にコロナが発生したら事業の継続が困難となるため、マニュアルを参考にかなり緻密に取り組んでいるのではないかと思う。ただ、クラスターが発生した場合の対応につ

いては限界があるため、そういったものは行政と連携しながら対応を考えているという方向になるものと思われる。

山崎課長：万が一陽性者が発生した場合は、保健所と連携をとりながら、消毒・ゾーニングにより対応していく。

斉藤委員：陽性者が発生した場合、施設の消毒はどのように対応するのか。入所系の施設については在室のまま消毒したりするのか。

山崎課長：通所介護施設については、1回施設を閉鎖して消毒を行う形になる。グループホームや有料老人ホームについては閉鎖しての消毒は難しいためゾーニングを徹底し、入所を続けてもらいながら消毒する対応が多くなると思う。

土井委員：新聞で報道されている以上に、事業所の近隣ではコロナ陽性者が発生している。濃厚接触者という判定にならなかったものの、限りなく濃厚接触に近いという職員については事業所が持ち出しで民間のPCR検査を受けさせたりするが、これは金銭的負担が大きい。かかりまし経費という形で補助は出るが、PCR検査にお金が十分に使えるかという点必ずしもそうでもない。

斉藤委員：現在は唾液で簡単に検査できるようになったという報道も見るが、全員が検査できるような体制はないということか。

土井委員：施設の中で発生すれば入所者は検査を受けることとなると思うが、問題は施設の職員。濃厚接触という形にならなければ検査対象とならない。

斉藤委員：最近は大白の愛宕の有料老人ホームでもコロナウイルス陽性者が発生したという新聞報道があったが、どう対応したのか。

山崎課長：施設の中で発生した場合は現在の仙台市の場合だと、濃厚接触かそうでないかを問わず関係がありそうなところはかなり幅広く検査をしているところ。濃厚接触者以外の方以外でも検査を行うという点については、仙台市は国を先取りしており、感染拡大防止に努めている。

斉藤委員：潜伏期間があるため、一度陰性と判定されたのちも後から検査したら陽性と判定されたりなどの事象があるのでは。

山崎課長：そういった点については柔軟に対応する。

宮林委員長：これらの事業所を指定してよろしいか。

⇒異議なし。

(2) 地域密着型サービス事業者の指定更新について(資料8)(参考資8)

事務局より説明

宮林委員長：ただいまの説明について何か質問はあるか。

斉藤委員：更新対象事業所の新型コロナウイルス対応状況についてはどうか。仙台市内でも犠牲者が増えていっている状況であり、行政の指導も強化が必要ではと憂慮している。

山崎課長：今回更新の可否をお諮りする事業所については、先ほど申し上げたチェックシ

一トの実施対象事業所であり、国等の感染拡大防止マニュアルを踏まえて対応に努めていただいている事業所と認識している。

宮林委員長：ほかになれば当議案を承認してよろしいか。

⇒異議なし。

4. その他

宮林委員長：その他、委員から質問や意見はあるか。

斉藤委員：第8期介護保険事業計画のパブリックコメントを今募集しているところと認識していたが、どういう意見が出ているか今答えられれば教えてほしい。

米内山部長：いくつか意見等をいただいているが、現在手元に資料がないため具体的な内容についてはお答えできない。最終案を今月の下旬の合同委員会でお示しますので、意見についてはその際に御紹介できれば。

斉藤委員：提示いただく最終案は、様々な意見を加味した改正案ということになるのか。

米内山部長：はい。委員会でいただいた御意見やパブリックコメントを反映した案を必要な修正を加えたものを御提示する予定である。

斉藤委員：意見のすべてを反映できるわけではないと考えており、今もし意見の中身が分かるのであればこの機会に聞いておきたかった。

米内山部長：個別にどういった意見が出ているかはすぐにお答えできないが、パブリックコメントでいただいた意見については仙台市の意見を付したうえで、反映できるものは反映し、反映できないものはその旨を説明する。

田口委員：施設整備計画で、特養の整備数を220床減らしたことについて、パブリックコメントで指摘か何かはあったのか。

米内山部長：否定的な意見は見かけなかったように感じる。

次回開催について、事務局より説明

5. 閉会

仙台市介護保険審議会
地域密着型サービス運営委員会
(第7期計画期間 第12回会議)

日時：令和3年3月24日(水)
午後6時

場所：仙台市役所上杉分庁舎2階
第2会議室

次 第

1 開 会

2 報 告

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護及び夜間対応型訪問介護の募集結果について(資料1)
- (2) 地域密着型サービス事業の廃止について(資料2)
- (3) 事前協議事業者の辞退について(資料3)
- (4) 施設の整備状況について(資料4)(参考資料4)

3 議 事

- (1) 地域密着型サービス事業者の指定について(資料5)(参考資料5-1~5-2)
- (2) 地域密着型サービス事業者の指定更新について(資料6)(参考資料6)

4 その他

5 閉 会

資 料

- 資料 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護(建設建設費補助なし)、看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護及び夜間対応型訪問介護の募集結果について
- 資料 2 地域密着型サービス事業の廃止について
- 資料 3 事前協議事業者の辞退について
- 資料 4 施設の整備状況について
- 参考資料 4 施設整備状況一覧表(令和3年3月1日現在)
- 資料 5 地域密着型サービス事業者の指定について
- 参考資料 5-1～5-2 地域密着型サービス事業者指定に係る事業概要
- 資料 6 地域密着型サービス事業者の指定更新について
- 参考資料 6 地域密着型サービス事業所に対する実地指導の実施状況等について

仙台市介護保険審議会 地域密着型サービス運営委員会（第7期計画期間 第12回会議）議事録

日時：令和3年3月24日（水）18:00～

場所：市役所上杉分庁舎2階第2会議室

<出席者>

【委員】

板橋純子委員、斉藤誠一委員、田口美之委員、土井勝幸委員、宮林幸江委員長、
渡邊純一委員

以上6名、五十音順

【仙台市職員】

米内山保険高齢部長、中村介護保険課長、山崎介護事業支援課長、
高橋介護事業支援課主幹兼指定係長、雫石居宅サービス指導係長、伏見施設指導係長

<議事要旨>

1. 開会

報告(1)～(4)については公開、議事(1)～(2)について非公開 → 異議なし

2. 報告

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、
看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、認知症対応型通所介護、地域密
着型通所介護及び夜間対応型訪問介護の募集結果について(資料1)
- (2) 地域密着型サービス事業の廃止について(資料2)
- (3) 事前協議事業者の辞退について(資料3)
- (4) 施設の整備状況について(資料4)(参考資料4)

宮林委員長：今の説明について、質問や意見はあるか。

斉藤委員：資料1の募集について。募集の仕方だが、市政だよりも載せた方がいいのでは。

山崎課長：市政だよりは基本的には市民一般の方に対する周知になるため、事業者向けの情
報を市政だよりも載せることが妥当であるかという点と、市民に対する広報と
いうことが優先されるため、(紙面の都合上)掲載が難しい部分がある。ただ一方
で、特に小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護については、応
募状況が思わしくなく、8期計画の審議の中でも話題になったところであるた

め、そういったところも含め、より効果的な周知の方向について考えて参りたい。

土井委員：資料2について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業の廃止の届出が提出されたとのことである。定期巡回随時対応に関しては非常に経営が厳しいということは、よく理解してるところだが、このような大手事業者が撤退をするということは大きい出来事と考える。

撤退に至るまで、仙台市と事業者間で何かやりとりはあったのか。

田口委員：指定を受けてから5、6年近く経っているが、やっぱり、利用者がほとんどいない模様。また定期巡回の場合、それ相応の人員の配置が必要だが、利用者がいないという状況の中で、そういう体制も取れないということで廃止に至ったようだ。

土井委員：このサービスが市民に普及していないということが背景にあると思う。当法人の事業所も一度も黒字になったことはないが、それでも続けてきているという状況であって今のお話は痛いほどわかるのだが。やはり地域の中でこのサービスは重要だということをもっと前面に押し出していくような、アピールも仙台市にお願いできればと思う。

板橋委員：この廃止により、若林区にはもう定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業所は存しないということになったのか。

高橋主幹：定期巡回・随時対応型訪問介護看護はグループホームのように立地している場所だけをサービス提供場所としているわけではなく、募集時も、事業所の所在地ではなく、どの範囲までサービス提供してもらえるかという形で募集をしている。こちらの法人は、制度創設当初の募集に応募いただいて開所されたが、1年たたずに休止され、そのあとサービスを実際に行っていらっしやらない。

今回、更新の時期ということもあり法人に意向を確認したところ、廃止をされたという形。サービス提供の圏域が当該事業所の廃止により、なくなったということではなく、中学校区とサービス提供の範囲でいえば、若林区のすべての中学校区に、サービス提供するという事業者は近隣にあるため、若林区が空白になったというわけではない。ただ、サービス提供範囲の維持等にあたっては、事業者にはかなりご努力をいただいている状態は認識しているところ。

板橋委員：定期巡回・随時対応型訪問介護看護の、応募事業者がいないという状況がずっと続いていると思う。このサービスは、介護状態になってから在宅で生活を送るにあたり重要なサービスだと考えているため、残念である。

山崎課長：斉藤委員の話にもあったがPRをもっと行うという点も重要であると思う。経営上難しいところもあるかもしれないが、そういったところも分析しながら、周知を進めて参りたいと思う。

田口委員：定期巡回・随時対応型訪問介護看護は採算の取りづらい事業である。全区を対応

するような定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所もあるため、そこはノウハウを持っている会社が開設するのが一番いいと思う。

土井委員：末期がんの方など、定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、使うべき人が使うと非常によいサービス。周知を図っていくことで普及率が上がっていくのでは。

田口委員：資料3だが、開設予定地が都市計画法上の何か、戸数制限に抵触したということだが、数値的な基準は。また、なぜ受けた時に確認できなかったのか。

高橋主幹：建築基準、都市計画に関する基準の適合状況は当課から都市計画担当部署に問い合わせ等を行わず、事業者が直接確認を行うよう依頼している。事業者と所管課が協議を進める中で、戸数の数え方で両者の認識に齟齬があり、後から、基準に抵触することが判明しましたということで辞退された。数値的な基準としては、半径500m以内に50戸という基準。

斉藤委員：当該法人は立地を変えて事業所を開設する予定はあるのか。

高橋主幹：現状では開設の意向をお聞きしていない。

3. 議事

(1) 地域密着型サービス事業者の指定について(資料5)(参考資料5)

事務局より説明

宮林委員長：ただいまの説明について何か質問はあるか。

田口委員：地域密着型通所介護事業の新規指定については、事業譲渡によるものか。

山崎課長：そのとおり。

田口委員：従業員の員数等は譲渡前から変更あるか。

高橋主幹：変更ない。

田口委員：入浴サービスはあるのか。

高橋主幹：実施しない。

田口委員：短時間型はやはり魅力に欠ける。個別機能訓練加算も、来年度単位数が下がる方向で改正されており、経営がなかなか難しい。

板橋委員：譲渡元はほかに介護サービス事業所を展開しているのか。

高橋主幹：仙台市内には他になかったように思う。フランチャイズ店舗だったものが、本社直営になったというもの。

田口委員：このような形態の展開は、本社への手数料が高い。本社の持ち分をとると採算自体取れなくなる。

斉藤委員：グループホームの指定について、申請者はほかに事業所を展開しているのか。

高橋主幹：グループホームや特定施設入居者生活介護事業所をブランド展開している事業所であり、市内でも複数の事業所を開所している。

田口委員：3ユニットでの開所とのことであるが、募集をかけてもなかなか応募がない中学校区であるための特例ということか。

高橋主幹：そのとおり。

田口委員：今般の制度改正で、4月以降3ユニットの場合夜勤の介護職員が、3人ではなくて2人というところまで緩和された。

この要件緩和には議論がまだ未成熟だったにも関わらず、事業者団体が押し切ったため、かなり批判があがった。当該事業所の4月以降の夜勤職員配置状況は、

高橋主幹：今、指定のための手続きで申請をいただいている段階では、制度改正前提ではなく、従前の基準でお話をさせていただいている。緩和された基準に基づいて、夜勤の体制を変えるというお話をいただいた場合は、安全性が確保できるかどうかという点について、聞き取りをしながら、届出などをお預かりさせていただく。事業者として、緩和された基準に基づいた配置ではリスクが高いということをご認識いただくようお願いをさせていただく。或いは、どういった対応していただくかということの確認はしていくが、最終的に、事業所の判断として緩和基準でという話になればというところは、残念ながらある。

田口委員：3ユニットは仙台ではここが初めてとなるのか。

高橋主幹：数事業所存する。3ユニットの事業所は平成16年など制度がスタートした当初に開設されている。

田口委員：ぜひ適切な監査をお願いしたい。しょうがないといえばしょうがないのだが。

斉藤委員：グループホームの利用料について、居住費から、光熱水費まで足し上げると、15万4000円となる模様。介護費用がさらにかかると、おおよそ月20万の費用がかかると思う。年金分がすっぽりもっていかれるという計算なのか。

定員27名入るということだが、どの程度入れれば採算があうのか。事業全体がうまく回ればよいのだが。

田口委員：8割程度充足すれば採算はとれると思うが。

山崎課長：仙台のグループホーム入所率は90%を超えている。

委員長：この資料にある事業者を指定してよろしいか。

⇒異議なし。

(2) 地域密着型サービス事業者の指定更新について（資料6）（参考資料6）

斉藤委員：事業所を集めた、事例研究のような場はないのか。

山崎課長：毎年6月にサービスごとに事業者を集め集団指導という形で、いろいろな改善点を説明しているところ。今年度に関しては、新型コロナウイルス感染症の関係で、集団指導は行えなかったが、指導の資料をホームページに掲載し、注意喚起を行っている。

今ちょうどコロナウイルスの感染者が非常に増えているところだが、来年度も集団指導も実地指導もできないという状況はできれば避けたい。今のところは個別の実地指導ができればと考えている。

齊藤委員：指摘事項がなかった事業所については優良事業所として、表彰するような仕組みがあればいいのでは。

山崎課長：その辺りが難しい部分があり、スタッフの入れ替わりで課題が発生する事業所もあるため指摘事項がないから優良とは一概に言えない。その時はしっかりと確認なりをさせていただきたいと思っている。表彰に関しては、不勉強でそういったことができるのかどうかも不明であるが、確認させていただきたいと考えている。

板橋委員：参考資料6、随時対応型訪問介護看護事業者についてコールの回数が多い状況が確認されたというものがあるが、回数制限などはあるのか。

零石係長：頻回コールについて回数制限は明確にはないが、その方の状況に合ったサービスとして適切かという観点で、検討が十分ではなかったという点での指摘である。

板橋委員：モニタリングやアセスメントがきちんとされてなかったために、コールの回数が多いのではないかと指摘ということか。

零石係長：コールが多い状況を、チームの中でも検討しきれていなかったという点での指摘である。

宮林委員長：事例収集分析が十分行われていないという指摘事項があるが、全国どこのグループホームでもたくさんヒヤリハットはあると思う。

そういったものを、集団指導において事例紹介したり、齊藤委員がおっしゃるように検討会をするのも、教育者の立場から、とても興味がある。

他になければ、この資料にある事業者の指定を更新してよろしいか。

⇒異議なし。

4. その他

宮林委員長：その他、委員から質問や意見はあるか。

田口委員：新型コロナウイルスの関係で、特に通所介護が利用控え等々で減収となっている。我々が所属する民間事業者の団体に調査をしたのだが、1月を1年前の1月と比べると、40事業所で調査したところ、延べ利用者の数が、マイナス7.6%。1事業者当たり43人、平均の顧客単価が9000円台なのでそれを掛け算すると大体、1事業者40万ぐらいの減収になっている。特に仙台は3月はもっと下がるのでは。他の自治体では第1波の対応として、8億円ぐらい投じて経営助成をしているところもある。仙台はまだそこまでいってないが、今の状況からい

うと、2月からの3ヶ月の実績ではもっと減収は大きくなる。

事業者の経営も大変なのであるが、利用者が必要なサービスを利用できなくなるリスクもあると思う。補助について検討していただきたい。特に小規模事業所はこれで相当ダメージがあり、事業の引き取り手がないまま廃止というパターンも当然出てくると思われる。

土井委員：私どもの法人でも、今まで一度も赤字決算を受けたことはなかったが、今年度は確実に赤字である。

山崎課長：減収については、季節的なものなど、さまざまな要因があると思う。

介護事業の状況と、国のいろいろな支援措置をみながら分析をし、考えていきたい。一方で、そのほかの産業とのかねあいもあるため、市として総合的に何ができるか考えていきたい。

田口委員：この状況は国でも把握しており、今年度については、暫定措置ということで、二つランク上の報酬が請求できるようになっている。これが新年度では、前年同期5%以上延べ利用者が減少した事業所に対して、最大で6ヶ月、3%の報酬の上乗せをするというようなこととなっている。ということは、5%以上だと3%の上乗せがあるということで、実際はマイナスである。これが、実際私たちの調査で1月の段階では7.6ポイント下がっており、国の補填措置だけでは足りなくなっている状態にある。ぜひ、国の予算を使っていただいて、(市からの補助を)検討してもらいたい。介護はなくてはならないサービスなので。

斉藤委員：特養施設で今、クラスターが発生しているが、どのような対応措置を取っているのか。また仙台市でも近くワクチン接種が始まると思うが、どういった優先順序で摂取が始まるのか。高齢者の中でも、どの年齢層から優先的に摂取させるなど。

山崎課長：高齢者施設のクラスター対策に関して、昨年7月にチェックシートを各施設にお願いして確認してもらっているところ。

感染者が発生した場合は、保健所の方で(施設に)参りまして、ゾーニングとかそういった指導を行うということと、あとはPCR検査を、必要に応じて、施設内全員に対して実施するなどの対応をとっている。ただ、検査を行った段階で感染がわからない場合もあるため、1回検査を行った後に、1週間ぐらい置いてもう1回検査を行ったりなどの対応をとっている。

またスタッフが不足するようなケースがあれば宮城県を中心に、老協協などの団体にも連携してもらい、職員の応援派遣の体制をとっている。

あとは防護用品が不足するケースがあるが、施設での備蓄をお願いしつつ、厳しい場合は県とも協力しつつ市から配布を行うといったケースがある。

もう1点、ワクチン接種については介護事業支援課ではなくワクチン室が主体

で実施しているが、高齢者施設の中でも特別養護老人ホームからまず優先して実施する形で考えている。ワクチン室と連携をし、ワクチン接種の時に、医師の協力が見込めるところについては、嘱託医に打っていただく、協力が難しい場合は医師会に依頼し、医師を派遣してもらい、4月末から順次接種を開始していく形で考えている。特養やグループホームなど施設系の高齢者についてまずワクチンを接種して、その後にその他の高齢者の方についてワクチン接種するような形で今のところ考えていると聞いている。

接種の優先順位の年齢的な部分については情報を持ち合わせていないが、先に述べた形で接種は進めているということに関係課から聞き及んでいる。

斉藤委員：蔓延防止に対して物的人的な措置、PCR検査も一応は1回ないし2回体制で実施するなど、万全の体制を立てているということで理解してよいか。

山崎課長：万全の体制というと難しいところがあるが、少しでも早く収束するように取り組んでいるところ。

委員長：最後に事務局から何かあるか。

次回開催について、事務局より説明

5. 閉会

仙台市介護保険審議会
地域密着型サービス運営委員会
(第8期計画期間 第1回会議)

日時：令和3年6月24日（木）
午後6時
場所：仙台市役所本庁舎2階
第2委員会室

次 第

1 開 会

2 報 告

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護及び夜間対応型訪問介護の募集結果について(資料1)
- (2) 地域密着型サービス事業の廃止について(資料2)
- (3) 地域密着型サービス事業の指定事項変更について(資料3)
- (4) 施設の整備状況について(資料4)(参考資料4)

3 議 事

- (1) 地域密着型サービス事業者の指定について(資料5)(参考資料5-1~5-2)
- (2) 地域密着型サービス事業者の指定更新について(資料6)(参考資料6)
- (3) 認知症対応型共同生活介護事業の応募状況及び選定について(資料7)(参考資料7)
- (4) 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護事業の応募状況及び選定について(資料8)(参考資料8)

4 その他

5 閉 会

資 料

- 資料 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護(建設建設費補助なし)、看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護及び夜間対応型訪問介護の募集結果について
- 資料 2 地域密着型サービス事業の廃止について
- 資料 3 地域密着型サービス事業の指定事項変更について
- 資料 4 施設の整備状況について
- 参考資料 4 施設整備状況一覧表(令和 3 年 6 月 1 日現在)
- 資料 5 地域密着型サービス事業者の指定について
- 参考資料 5-1~5-2 地域密着型サービス事業者指定に係る事業概要
- 資料 6 地域密着型サービス事業者の指定更新について
- 参考資料 6 地域密着型サービス事業所に対する実地指導の実施状況等について
- 資料 7 認知症対応型共同生活介護事業の応募状況及び選定について
- 参考資料 7 資料 7 に係る地域密着型サービス事業計画、評価項目に係る基準省令・解釈通知
- 資料 8 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護事業の応募状況及び選定について
- 参考資料 8 資料 8 に係る地域密着型サービス事業計画、評価項目に係る基準省令・解釈通知

仙台市介護保険審議会

地域密着型サービス運営委員会（第8期計画期間 第1回会議）議事録

日時：令和3年6月24日（木）18:00～

場所：市役所本庁舎2階第2委員会室

<出席者>

【委員】

板橋純子委員、草刈拓委員、小坂浩之委員、斉藤誠一委員、田口美之委員、土井勝幸委員、
宮林幸江委員長、渡邊純一委員
以上8名、五十音順

【仙台市職員】

米内山保険高齢部長、北村介護保険課長、山崎介護事業支援課長、
雫石介護事業支援課指定係長、稲辺居宅サービス指導係長、磯田施設指導係長

<議事要旨>

1. 開会

報告(1)～(4)については公開、議事(1)～(4)については非公開 → 異議なし

2. 報告

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護（建設費補助なし）、
看護小規模多機能型居宅介護（建設費補助なし）、認知症対応型通所介護、地域密
着型通所介護及び夜間対応型訪問介護の募集結果について（資料1）
- (2) 地域密着型サービス事業の廃止について（資料2）
- (3) 地域密着型サービス事業の指定事項変更について（資料3）
- (4) 施設の整備状況について（資料4）（参考資料4）

事務局より説明

宮林委員長：今の説明について、質問や意見はあるか。

草刈委員：資料4について。昨年度からのコロナ渦の中で、事業所数の減少はあったか。

雫石係長：コロナが理由の廃止により整備計画が達成できないという状況はない。

草刈委員：資料2の廃止理由においてコロナウイルスの影響による利用者の減少や人員の
不足ということはないのか。

雫石係長：資料2の GENKINEXT 仙台鶴ヶ谷については、事業者からの聞き取りによると、コ
ロナウイルスの影響もあるのではないかとのことだ。

草刈委員：今年度が終わってからの評価になるのだろうが、昨年度から今年度にかけての2
年間の事業廃止については、少なからずコロナウイルスの影響もあると考えら

れるので、今後の参考のためにも、大規模感染において介護事業所の整備状況にどのような影響があったか把握できるようにしておいてほしい。

雫石係長：承知した。

小坂委員：資料1、2について、やはりコロナウイルスの影響が気になる。資料2によると、事業譲渡を受けてから5か月で業績悪化による廃止という事業所がある。資料1に記載の、事前申出を受け付けた事業所については、そのような点を十分踏まえた上で今後の協議を進めてほしい。

雫石係長：承知した。

山崎課長：今回5か月での事業廃止となった事業所は、法人内での事業の再構築といった側面がある。事業廃止については、直接コロナウイルスの影響があったかどうかの見極めは難しい面もあるが、そういった兆候については引き続き確認していきたい。

田口委員：これまで、コロナウイルスの感染増の山から少しずれるようにデイサービスの利用者の減少が起きている。デイサービス等については、前年度同月に比べて利用者が5%以上減少した場合には基本報酬への3%加算を算定することができる。そういった措置があることから、デイサービス事業にコロナウイルスの影響があるということが想定されている。こちらでも引き続きデータを集積して示していきたい。

板橋委員：今回事業譲渡後に短期間での廃止となっている事業所については、利用する上での不利益として利用者から意見があがったりしていないのか。

雫石係長：利用者や家族から苦情が入っているとの情報は入っていない。また、廃止届の提出時に利用者の調整状況一覧の添付を求めているので、廃止後に利用先がないという状況にはならないことを確認している。

田口委員：事業譲渡による廃止であるグループホームこまち以外は、利用者が近隣の事業所に移行することになるのか。

雫石係長：その通りである。

3. 議事

(1) 地域密着型サービス事業者の指定について(資料5-1～5-3)(参考資料5-1～5-3)

事務局より説明

官林委員長：ただいまの説明について何か質問はあるか。

田口委員：資料5-2について、認知症対応型共同生活介護の新規指定については、事業譲渡によるものか。

雫石係長：そのとおり。

田口委員：居住費などについて、事業譲渡に伴い入居者の負担が増えることはないのか。

雫石係長：事業譲渡前より若干利用料が安くなっている状況。

土井委員：資料5-3について、看護小規模多機能型居宅介護の登録定員は24名だが、他の事業所では29名というところもあり、何か理由があるのか。

雫石係長：特に理由は把握していない。

田口委員：いずれ29名に定員を変更する予定がある上で当面24名としているのかもしれないが、中学校区に1か所の整備となるため、地域のためにも活用できるものにしたほうがよいと考える。

山崎課長：今後確認する。

委員長：この資料にある事業者を指定してよろしいか。

⇒異議なし。

(2) 地域密着型サービス事業者の指定更新について(資料6)(参考資料6)

事務局より説明

斉藤委員：実地指導について、昨年度中の実施が難しいものについては翌年度に延期してよいという厚労省からの通知などがあったのか。

雫石係長：厚労省より、地域の感染状況等に合わせて実地指導の延期について検討するようにとの内容で複数回の事務連絡があった。

斉藤委員：参考資料6に記載の3事業所が対象か。

雫石係長：小規模多機能型居宅介護1事業所、地域密着型通所介護2事業所が今年度の実施予定となっている。

宮林委員長：他になければ、この資料にある事業者の指定を更新してよろしいか。

⇒異議なし。

(3) 認知症対応型共同生活介護事業の応募状況及び選定について(資料7)(参考資料7)

(4) 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護事業の応募状況及び選定について(資料8)(参考資料8)

事務局より説明

資料7のG1、G2の事業予定地の訂正(正：G1が若林区、G2が青葉区)について説明

田口委員：資料8について、今期の特別養護老人ホームの整備計画は220人分かと思うが、広域型の募集は秋頃に行われるのか。今回地域密着型を採択すると枠がだいぶ減ると思うが、広域型の採択は何人分くらいの予定か。

山崎課長：今年度の広域型の募集数については、応募があった地域密着型の事業を選定するかも含めて、バランスを見ながら今後検討していく。

田口委員：また、最近では周辺部の特養で空きが出ている状況もあり、定員29名の地域密着型のような小規模の事業所では採算をとるのが厳しいと考える。選定にあたっては事業計画や資金計画をよく精査してほしい。

山崎課長：事業の実施規模やこれまでの実績などといった要素があると思うが、そのような観点もヒアリング等でしっかり見ていきたいと思う。

田口委員：他の自治体では公募をしても応募がなく、選定数に満たないということもあるよ

うだ。開所にあたっては当面のランニングコストを担保できることが必要であり、全国展開しているような大きな法人が選定される傾向にあると思う。そのような観点から見ると、この法人はかなり利益率が高く経営が優秀だと思われる。

小坂委員：資料8について、内容から法人が推測できるが、現在関東地域に広域型の特養の整備が進められており、地域的にバッティングしていると思われる。沿岸部での施設整備ということで災害対応についても期待されているが、もう少し海側は震災の際に津波被害が大きかった区域であり、災害時にどのような対応をとるのかということについて十分に確認をしてほしい。収益性については同意見である。仙台を地元として事業展開しており、特養も運営している法人だと思う。地元の法人にも頑張ってもらいたいと思う。

田口委員：収益性をあげている要因として給与が安いということはないのか。

山崎課長：施設の取り組みの中で処遇についても見ているので、そういった部分についても確認していく。

板橋委員：資料8について、短期の定員がゼロなのはなぜなのか。

山崎課長：看護小規模多機能型居宅介護等を併設する計画であることが関係していると思われる。

板橋委員：資料7および8について、要件審査に「役員予定者の暴力団員該当の有無」という項目があるが、具体的にどのような方法で調査するのか。

雫石係長：宮城県警に法人役員のリストを提供し、該当があるか照会をしている。

草刈委員：昨年度までの委員会資料では、事業計画書にマスキング処理はされていなかったと思う。どのような要領でマスキングをしているのか。また、資料8の法人が事業計画書に記載しているように特養の利用者を「パートナー」と表現することはよくあることなのか。リハビリの取り組みでパーサルインデックスについて記載しているが、ADLの評価をする際には当たり前使用前に使用する指標であり特筆するようなことではないのではないか。事業計画書全体として引っかかる場所があった。

田口委員：なぜマスキングをしているのか。文章として違和感がある部分がある。

雫石係長：昨年度までの資料では、マスキングではなく、法人が特定される部分を切り取っていた。しかし、前後の文脈と繋がらなくなったり、提出された文章を編集したりする必要があることから、今回の資料については、マスキングをしないと法人が特定される部分（年度、エリア、関連法人など）を隠している。

田口委員：議事事項の資料については閉会後に回収があることや、その法人についての情報を提供できる委員がいる可能性があることから、マスキング処理は必要ないのでは。

米内山部長：この場で意見を求める趣旨としては、応募している法人が事業を行うのにふさわしいかの判断というよりは、個別性を排除した上で、ヒアリングの際にどのような観点を加えるべきか、などといった意見をいただきたいということである。昨年度までの資料のように、不自然に文章の一部を切り取るよりは、法人の特定につながる部分をマスキングする方がよいと考えた。もし審議にあたって必要な情報が

あれば、可能な範囲で事務局から示しながら進めていただきたいと思います。

田口委員：この委員会の位置づけは。

栗石係長：委員会の設置については、介護保険条例の施行規則で規定があり、現在審議している事項については、「指定地域密着型サービス事業者の指定について」に該当していることから審議していただいているところである。

米内山部長：選定後に事業者を指定する際には本委員会で改めて審議する予定である。

小坂委員：参考資料7について、G3は外国人材の採用の記載がある。仙台市における外国人介護人材の状況はどのようになっているのか。

米内山部長：宮城県でベトナムからの人材受け入れについて協定を締結しているが、コロナウイルスの影響もある。その他の東南アジアの国から複数名の外国人材の受け入れを進めている法人もあるようだ。受け入れにあたっては、日本の文化や風土に慣れるといった、地域に定着して働くための課題があるということも法人から聞いているので、行政として必要な支援を行っていく必要があると考えている。

4. その他

宮林委員長：その他、委員から質問や意見はあるか。

⇒質問や意見なし。

宮林委員長：最後に事務局から何かあるか。

事務局、保険高齢部長から挨拶

委員長から挨拶

5. 閉会